

令和5年度秋田県サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者 基礎研修 開催要領

1 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業所等においてサービス管理責任者の業務に従事する者及び児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者等及び指定障害児入所施設等において児童発達支援管理責任者の業務に従事する者を対象として、障害者等の地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得し、その資質向上を図ることを目的として、本研修を実施する。

2 実施主体

秋田県(運営主体:秋田県障害者社会参加推進センター)

3 研修日程・会場・受講定員

区分	研修日程	研修形式	会場	受講定員
共通講義 ※1	eラーニングによる受講(2日間) 9月25日(月)～10月26日(木)まで視聴可能 (福)秋田県社会福祉事業団が実施)			
基礎研修1 ※2	11月16日(木)～17日(金)	集合	秋田県社会福祉会館 2階展示ホール 秋田市旭北栄町1番5号	104名程度
基礎研修2 ※2	11月29日(水)～30日(木)	オンライン		104名程度

※1 「共通講義」は「相談支援従事者初任者研修」又は「基礎研修」受講のための2日間の研修となります。「共通講義」は、「障害者相談支援従事者研修テキスト 初任者研修編(中央法規出版)」に基づいて行いますので、当日ご準備願います。「共通講義」を受講する方には、受講決定後、申込時に登録したメールアドレスに(福)秋田県社会福祉事業団からご案内を差し上げますので、手順に基づき受講してください。

※2 基礎研修は、「集合形式」と「オンライン形式」のどちらかを受講していただきます。

[共通講義:eラーニングについて]

・eラーニングは、インターネットを介して動画を視聴して学習する方法です。受講者自身が自宅や職場でインターネット環境を用意し受講していただきます。受講後振り返りシートの提出・チェックがあります。

4 受講対象者 (秋田県外の事業所に現在お勤めの方は受講できません。)

下記①～③の全ての要件を満たし、全日程を受講できる者

①秋田県内の指定障害福祉サービス事業者において、サービス管理責任者として配置予定の者又は指定障害児入所施設及び指定障害児通所支援事業者において児童発達支援管理責任者として配置予定の者

②「相談支援従事者初任者研修」修了者、もしくは『共通講義』を今年度受講見込みの方(過去に受講された方を含む。)

③研修開始日において、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者の受講要件となる実務経験を満たしている者

※別紙【「サビ管様式1号」サービス管理責任者『基礎研修』受講に必要な実務経験証明書】又は【「サビ管様式2号」児童発達支援管理責任者『基礎研修』受講に必要な実務経験証明書】の「実務経験年数」欄を参照のこと。

5 研修内容

(別紙)「令和5年度サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修基礎研修日程表」のとおり実施します。

6 申込方法・受講決定・受講料

(申込方法)

①令和5年6月21日(水)から7月11日(火)午後5時(必着)までに、当協会ホームページに掲載している『サービス管理責任者等「基礎研修」お申込フォーム』に必要事項を入力し、申込してください。

郵送、持参及びファックスでの申込は受け付けませんので、ご注意ください。

(<http://www.normanet.ne.jp/~ww100132/center/center4.html>)

申込後、フォームから自動返信メールが届きます。返信メールが届かない場合は、登録した自分のメールアドレスに入力誤りがあるか、「迷惑メールフォルダ」に入っていないかを確認したうえで、速やかに研修事務局までご連絡ください。

②「申込フォーム」で受講申込をする際は、下記の提出書類をPDFにしてアップロードしてください。アップロードし忘れた方は、受講申し込み専用メールアドレス(sabikan@awc.or.jp)へその旨を記載し添付して送信してください。

(ア)実務経歴証明書(別紙)〔証明書は、法人の代表者印等を押したものをPDFにして提出のこと。〕

・【サビ管様式1号】サービス管理責任者『基礎研修』修了証書の交付を希望する方

・【サビ管様式2号】児童発達支援管理責任者『基礎研修』修了証書の交付を希望する方

※サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者基礎研修修了証書の両方の修了証書を希望する方は両方の実務要件を満たしていることが必要ですので、必ずご確認のうえ申し込んでください。

※実務経歴年数については、前職分も含めて現在勤務する事業所の所属長の責任のもとに記載してください。

(イ)実務経歴資格を証明できる書類の写し(別紙サビ管様式1号・2号の[実務経歴要件に関する資格要件欄]を参照)

(ウ)「相談支援従事者初任者研修」の修了証書又は基礎研修(共通講義)受講証明書の写し〔過去に共通講義(2日間)の研修を受講して今回共通講義を受講しない方のみ提出〕

(受講決定)

③受講申込のあった全ての事業所に対して、8月7日(月)頃に事業所へメールで受講決定通知を送ります。受講決定者の受講料を全日程(4日間)分を一括して8月24日(木)まで納入してください。

④(受講料)

①(共通講義)	②(基礎研修)	合計
令和5年度相談支援従事者初任者研修共通講義受講者 (1日目・2日目) 4,000円	サービス管理責任者等 「基礎研修1」又は「基礎研修2」受講者 各2日間(3日目・4日目) 5,500円	①+②=合計 9,500円を納入してください。 令和5年度相談支援従事者初任者研修の受講者又は過去に共通講義(2日間)を受講済の者は②の5,500円のみを納入して下さい。

○納入方法:口座振込(振込にかかる手数料は受講者負担とします。)

○振込締切日:8月24日(木)【厳守】

○領収証:振込明細書をもって領収書の発行に代えます。

○振込先口座等、詳細については受講決定時にお知らせします。

なお、納入後の受講のキャンセル及び欠席に対しての返金はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

- ⑤受講者については、当センターが受講要件等を確認し、事業所からの推薦順位等も含めて内容を精査し、県と協議し、最終的に決定します。

7 受講証明書及び修了証書の交付等

- ①「基礎研修」を受講するため、「共通講義(2日間)」を修了された受講者には、県が受講証明書を後日交付します。
- ②研修の全日程を修了した集合研修受講者には「研修当日」、オンライン研修受講者には「後日」、県が発行する修了証書を事業所へ送付します。
- ③研修は全日程を受講する必要があり、遅刻、中座、早退等は欠席として扱い、修了証書の交付ができません。また、研修中に進行の妨げになる発言・行動又は研修に参加する意欲がないと感じられた場合(居眠り・携帯電話の私的使用・演習中のグループ討議等における途中離脱や終始無言等)は、退場していただくことがあります。この場合、修了証書の交付はできませんので、ご注意ください。

8 その他

- ①事業所の申込担当者の方は、受講者自身が研修の趣旨や目的を理解せずに申込することのないよう、本要領により必ず受講申込者本人に受講目的や受講条件等を理解しているか確認して申込してください。
- ②基礎研修の際、使用する「事前課題」は研修講義の約1か月前には当センターのホームページに掲載しますので、作成し期日までに提出してください。事前課題が未提出の場合は、基礎研修を受講できません。
また、「基礎研修1」及び「基礎研修2」で使用する研修講義資料は、事前に当センターのホームページに掲載しますので、印刷し、受講当日は手元において受講してください。
- ③受講者に関する個人情報、本研修のみの目的で使用します。他の目的での使用や無断で第三者に提供する事はありません。また、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名及び連絡先等必要事項を記載した名簿を作成し、県が責任をもって一元的に管理することにしております。
- ④「集合研修」の受講者は、会場となる秋田県社会福祉会館の駐車場が狭く駐車スペースに限りがあり、ご利用できない場合がありますので、公共交通機関や周辺の有料駐車場をご利用ください。(秋田県社会福祉協議会のホームページでご確認ください。)
※研修当日は、本人確認のため受講決定通知書をプリントアウトしたものを持参してください。
・昼食は各自で準備願います。研修会場で食事ができます(食堂あり)。
・会場内の温度調整をいたしますが、温度差が出る場合がありますので個人において上着やひざ掛け等調整できるようにご準備をお願いいたします。
・感染症予防のため、手指消毒及び咳エチケットの協力をお願いいたします。
- ⑤オンライン研修の受講者は、Zoomを使用して受講できるインターネット環境が必要となります。
・1人1台のパソコンを用意してください(ウェブカメラ、ヘッドセット等が必要です)。
・スマートフォンやタブレットではZoomのシステム上、演習時のグループ別討議に参加できません。演習に参加できない場合は、受講者と見なしませんのでご注意ください。
・研修の数日前にZoomの接続チェックを行います。参加は原則として任意ですが、研修当日の接続ト

ラブルは、研修の円滑な進行に重大な支障をきたし、場合によっては研修受講者と見なされないことも想定されますので十分ご注意ください。詳細については、受講決定時にお知らせします。

9 申込・問合せ先

社会福祉法人 秋田県身体障害者福祉協会(秋田県社会参加推進センター)
〒010-0922 秋田市旭北栄町1番5号 県社会福祉会館1階
秋田県身体障害者福祉協会内 秋田県社会参加推進センター サビ管研修担当 鹿子澤・渡辺
TEL:018-864-2780(土日、祝日を除く9時から17時まで) FAX:018-864-2781
受講申込専用メール:sabikan@awc.or.jp